「島根半島・宍道湖中海ジオパークエリア内の小学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金」制度概要

松江市及び出雲市内の学校において、ジオパークに関する授業等を行う際の移動手段として使うバスの経費について補助を行い、ジオパーク授業の実施拡大とジオパーク活動の普及啓発を図る事業です。

〈支援の概要〉

	バス借上料補助金
補助要件	・松江市及び出雲市内の学校であること ・バス等で移動し、下記条件を満たすこと ・小学６年生の「土地のつくりと変化」の授業で須々海海岸か千酌海岸か小伊津海岸において課外授業を行う場合 ・小学５年生の「流れる水のはたらきと土地の変化」の授業で意宇川か斐伊川において課外授業を行う場合 ・原則、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会が作成した学習指導ワークブック及び野外学習ワークシート（「島根町須々海海岸の地層学習」、「美保関町千酌海岸の地層学習」、「出雲市小伊津海岸の地層学習」、「意宇川の学習」、「斐伊川の学習」）を使用すること。 ・入場入館料、謝金等は対象外。
補助額	バス借上料相当額（借上料、燃料費、運転手経費）上限25万円
報告期限	令和６年２月２９日（木）
その他	補助金の申請は、１校あたり年１回 島根県が実施する「貸切バス等による県民の県内移動支援事業」に関する補助金との併用不可

〈事業申請手続き〉

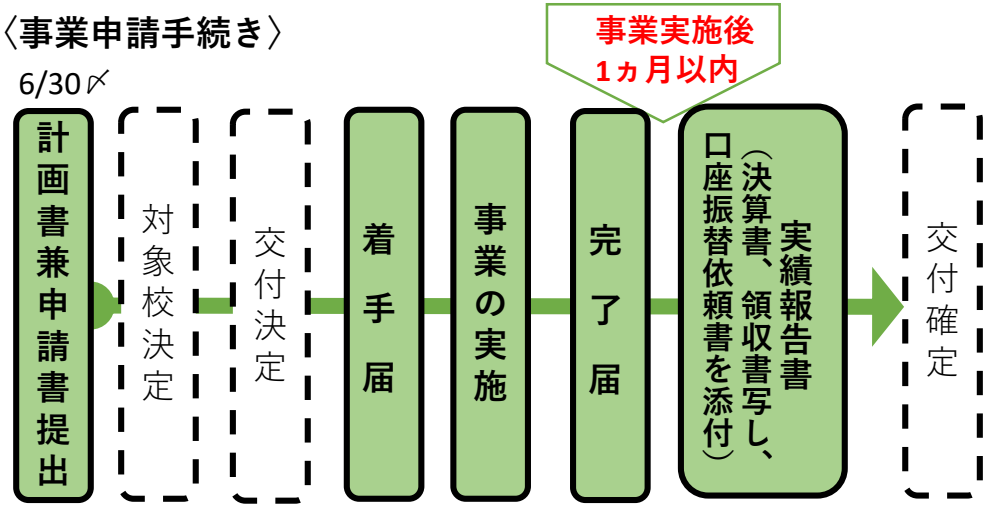

実線：事業主体(申請団体)が行うもの
破線：島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会が行うもの

<u>※請求書は、交付決定後または交付確定後に提出ください。</u>

①小学６年生「土地のつくりと変化」課外授業

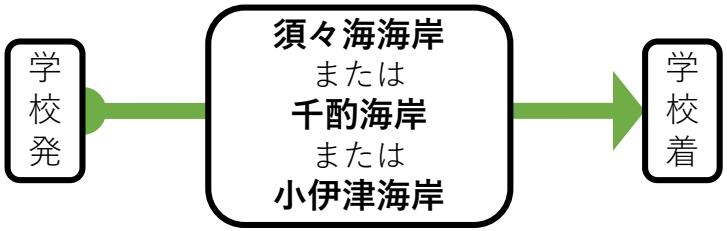

②小学５年生「流れる水のはたらきと土地の変化」課外授業